

# 地域生活支援拠点等と「にも包括」について

令和8年2月2日 都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官

障害福祉課 障害福祉専門官（精神障害福祉担当） 金川 洋輔

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

## 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \* 複数の市町村で共同設置可

### 地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援  
・相談支援事業者  
・サービス事業者等

### ○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

### 地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援  
・医療機関からの地域移行  
・入所施設からの地域移行  
・親元からの自立等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

# 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・ 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ その他(地方分権提案に対する対応)

## 3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R4年度末の5%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人  
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上  
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・ 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・ 都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・ 就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・ 都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・ 都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

### 一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。（中略）

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能をさらに強化する必要がある。（中略）

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（以下略）

## 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

### (三) 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として目指すべき姿を検討することが求められる。

このため、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を構築する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

別表第一

地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた、<u>地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等について</u>の検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>
-----------	---

### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

#### (三) 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の機能の充実にについては、都道府県は二の二の(三)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の運営に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村における共同整備を含む。）に当たって必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

### 3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

#### （1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

#### （2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### （3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

#### （4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

<p>「地域生活支援拠点等の整備促進について (平成29年7月7日 障障発0707第1号)」</p>	<p>総合支援法等の一部改正 (令和4年法律第104号) 令和6年4月1日施行 第77条第3項</p>	<p>「地域生活支援拠点等の整備の推進 及び機能強化について(令和6年3月29日 障障発 第0329第1号)」</p>
<p><b>相談</b></p> <p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能</p>	<p>一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業</p>	<p><b>相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能</li> </ul>
<p><b>緊急時の受け入れ・対応</b></p> <p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p>		<p><b>緊急時の受け入れ・対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</li> </ul>
<p><b>体験の機会・場</b></p> <p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p>	<p>二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業</p>	<p><b>体験の機会・場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</li> <li>・ 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備</li> </ul>
<p><b>専門的人材の確保・養成</b></p> <p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p>	<p>三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p>	<p><b>専門的人材の確保・養成等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成</li> </ul>
<p><b>地域の体制づくり</b></p> <p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能</li> </ul>

## 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

### （1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

**【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月**

\* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

### （2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

### （3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

## 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

### （1）拠点コーディネーターの配置

#### （1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

##### ① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

##### ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

##### ③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

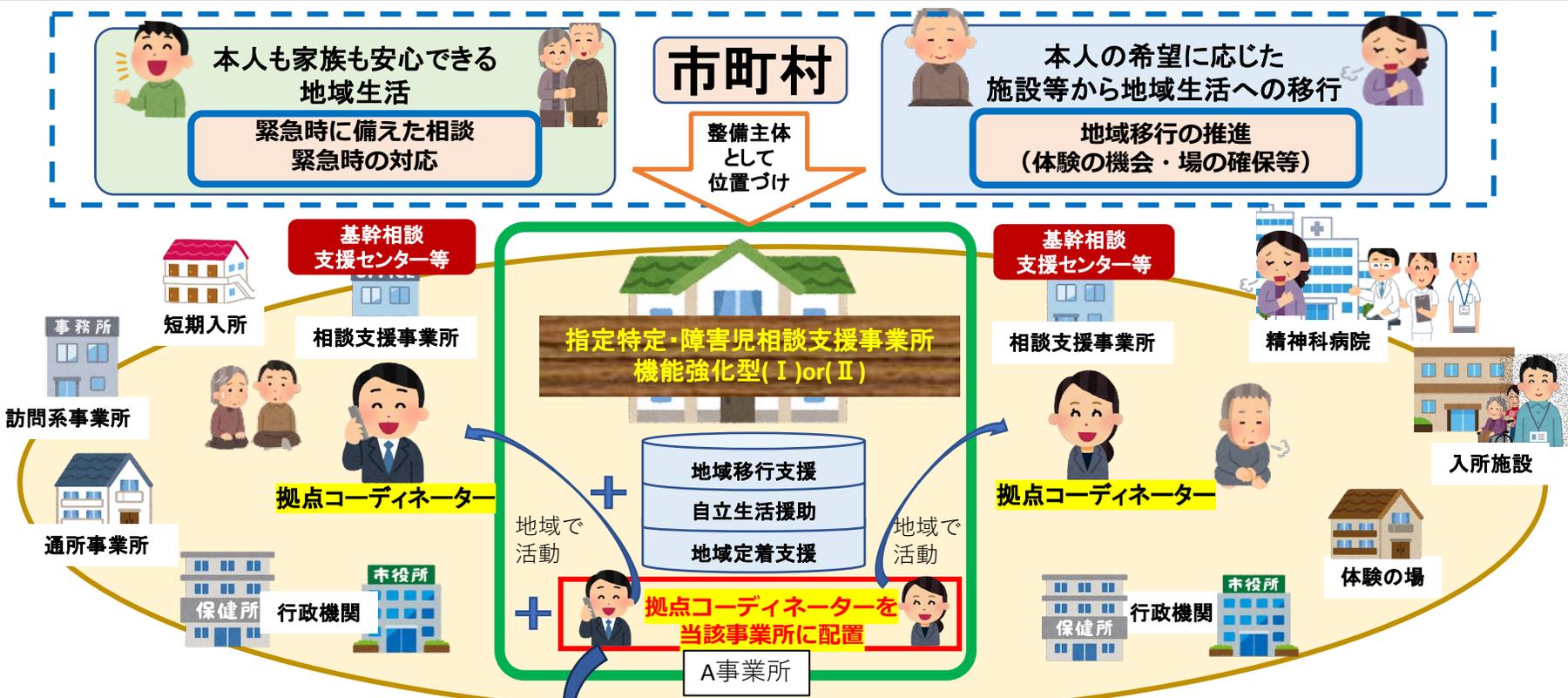
- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

##### ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

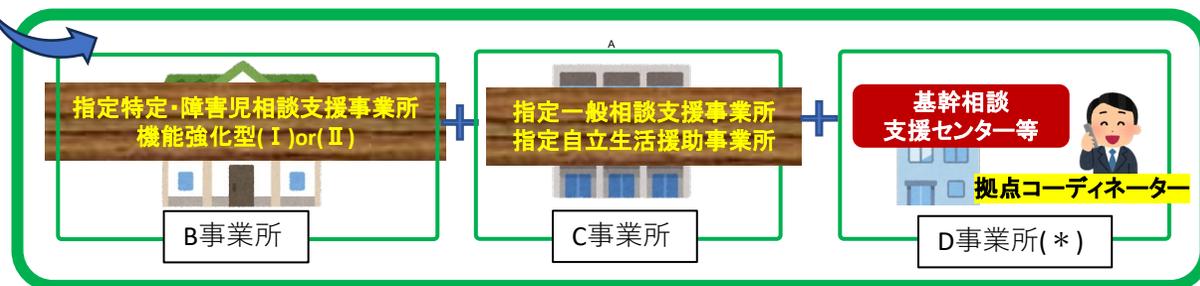
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

# 拠点コーディネーターの配置（イメージ）

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



\* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

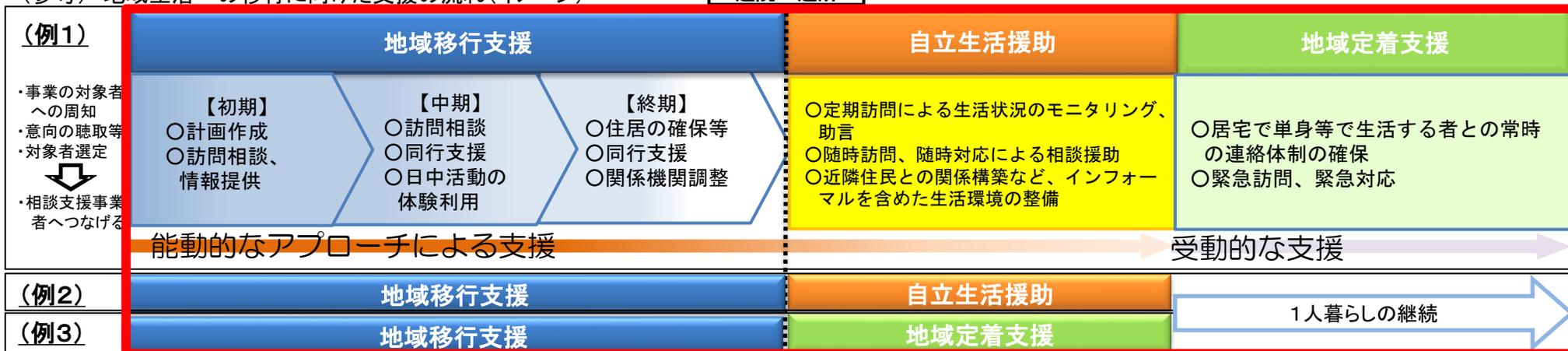
# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



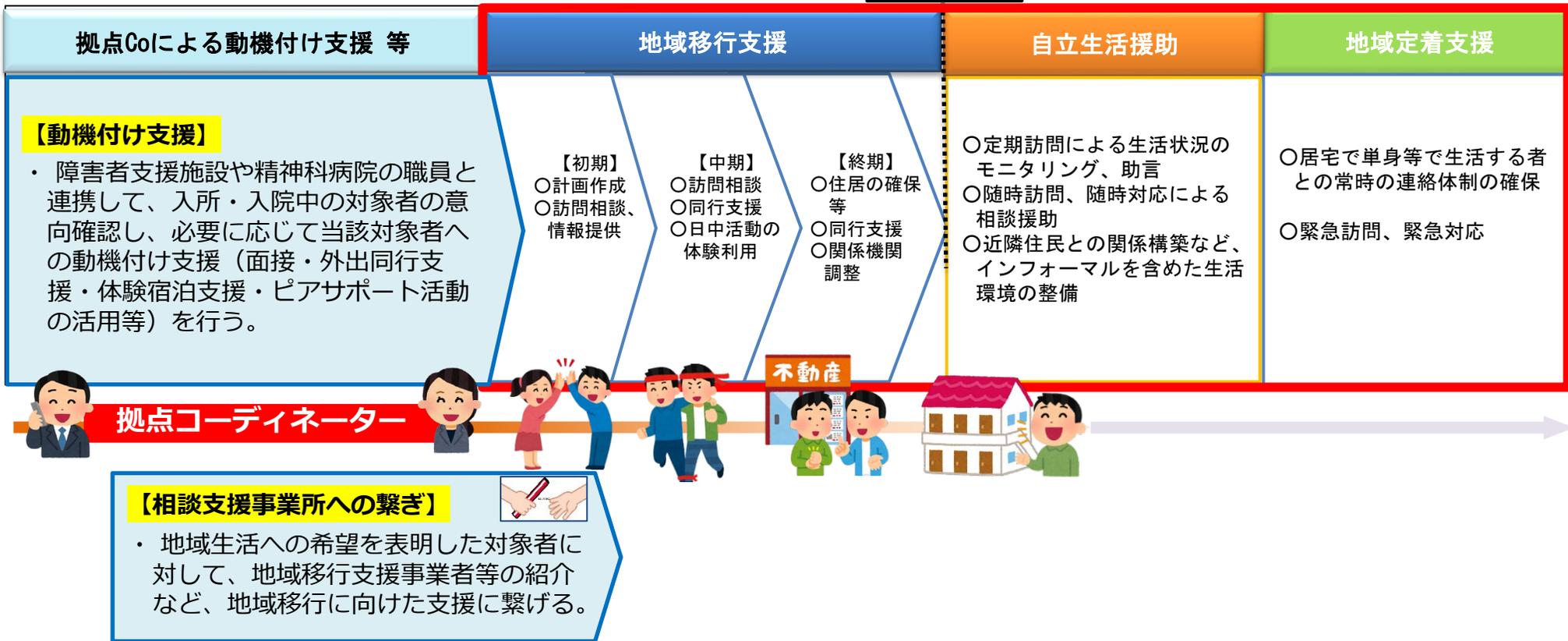
自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# 地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



## 【障害者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築】

- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

連携

(自立支援) 協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場 等



# 地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況

## < 指定事業所(実数)と算定事業所(実数) >

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
<b>合計</b>	<b>4,434</b>	<b>647</b>	<b>14.59%</b>	<b>4,283</b>	<b>636</b>	<b>14.85%</b>	<b>570</b>	<b>352</b>	<b>61.75%</b>
北海道	257	24	9.34%	255	29	11.37%	31	19	61.29%
青森県	79	12	15.19%	79	8	10.13%	3	2	66.67%
岩手県	54	4	7.41%	54	2	3.70%	11	10	90.91%
宮城県	61	4	6.56%	63	6	9.52%	4	2	50.00%
秋田県	59	1	1.69%	59	7	11.86%	2	1	50.00%
山形県	43	5	11.63%	39	7	17.95%	2	2	100.00%
福島県	48	3	6.25%	43	3	6.98%	5	4	80.00%
茨城県	58	3	5.17%	56	4	7.14%	4	3	75.00%
栃木県	67	6	8.96%	67	5	7.46%	5	0	0.00%
群馬県	50	3	6.00%	47	6	12.77%	6	2	33.33%
埼玉県	124	24	19.35%	120	20	16.67%	30	17	56.67%
千葉県	167	35	20.96%	161	25	15.53%	34	19	55.88%
東京都	241	71	29.46%	211	50	23.70%	85	57	67.06%
神奈川県	220	26	11.82%	179	14	7.82%	59	33	55.93%
新潟県	80	13	16.25%	80	17	21.25%	11	7	63.64%
富山県	42	5	11.90%	40	11	27.50%	3	2	66.67%
石川県	72	14	19.44%	72	16	22.22%	11	4	36.36%
福井県	26	1	3.85%	23	4	17.39%	1	1	100.00%
山梨県	31	8	25.81%	29	7	24.14%	10	7	70.00%
長野県	80	18	22.50%	81	24	29.63%	18	13	72.22%
岐阜県	35	3	8.57%	35	1	2.86%	1	1	100.00%
静岡県	73	16	21.92%	67	17	25.37%	10	6	60.00%
愛知県	293	92	31.40%	293	32	10.92%	17	14	82.35%
三重県	25	6	24.00%	22	3	13.64%	3	1	33.33%

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
滋賀県	25	5	20.00%	25	3	12.00%	8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%	102	10	9.80%	4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%	586	113	19.28%	38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%	173	30	17.34%	26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%	101	1	0.99%	2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%	52	11	21.15%	7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%	17	2	11.76%	5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%	60	24	40.00%	8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%	90	31	34.44%	10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%	116	14	12.07%	4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%	45	4	8.89%	3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%	32	3	9.38%	4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%	33	0	0.00%	2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%	58	9	15.52%	4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%	44	2	4.55%	2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%	171	16	9.36%	23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%	16	2	12.50%	3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%	55	7	12.73%	6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%	65	3	4.62%	6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%	67	13	19.40%	13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%	78	13	16.67%	10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%	67	7	10.45%	9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%	55	0	0.00%	7	3	42.86%

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

### 【具体例】

地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等について、同居する家族が障害、疾病等でない場合であっても、地域生活を営むための支援を必要としている者はサービスの対象とする。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

<b>自立生活援助</b>	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
【見直し後】		自立生活援助サービス費（Ⅰ）	<b>1,566</b> 単位/月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	<b>1,172</b> 単位/月（30人未満）	<b>821</b> 単位/月（30人以上）
<b>地域移行支援</b>	【新 設】	<b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月</b> * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定		
	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
【見直し後】		地域移行支援サービス費（Ⅰ）	<b>3,613</b> 単位/月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月（Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月
	【現 行】	・体制確保費	306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
<b>地域定着支援</b>	【見直し後】	・体制確保費	<b>315</b> 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- **併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。**
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

## 事務処理要領において対象者の例示を追記（＊地域定着支援にも同様の記載を追記）

### (17) 自立生活援助

#### ア サービスの内容（法第5条第16項）

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

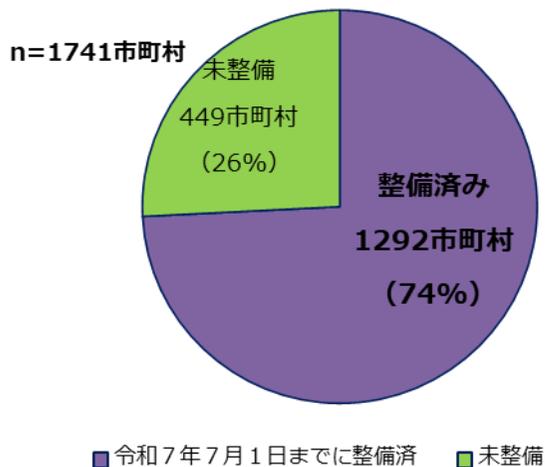
#### イ 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めなため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

# 地域生活支援拠点等の整備状況について (調査時点：令和7年7月1日)

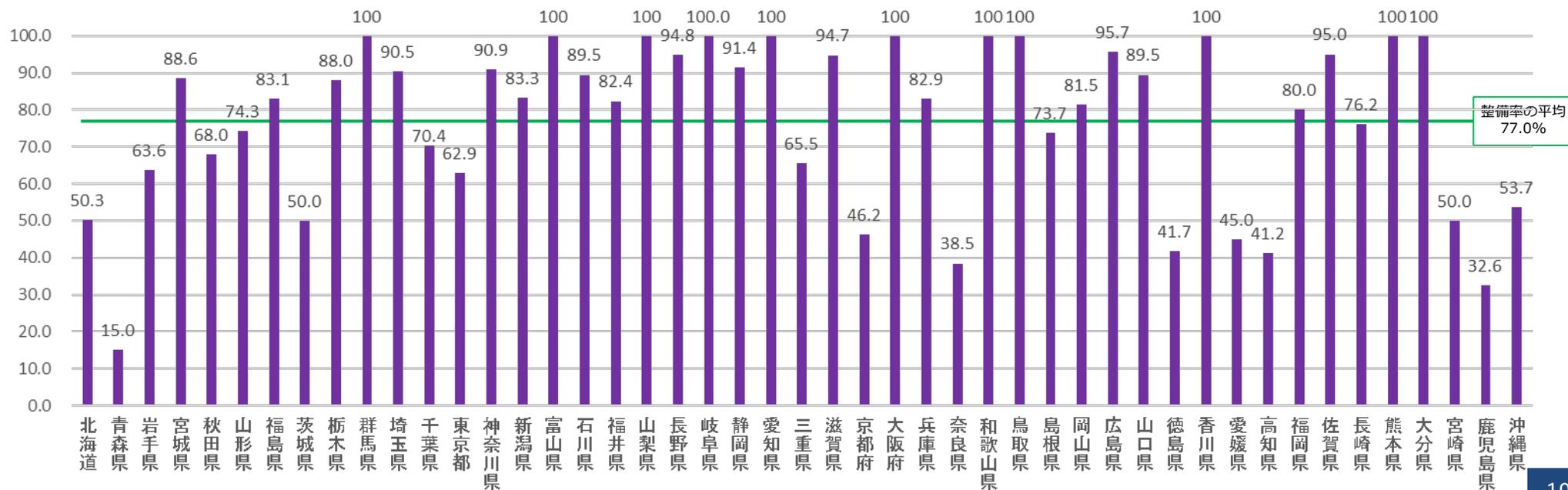
## 全国における地域生活支援拠点等を整備する自治体の割合



## 地域生活支援拠点等の整備状況 (経年比較)



## 地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況 (整備済みの市町村の割合)

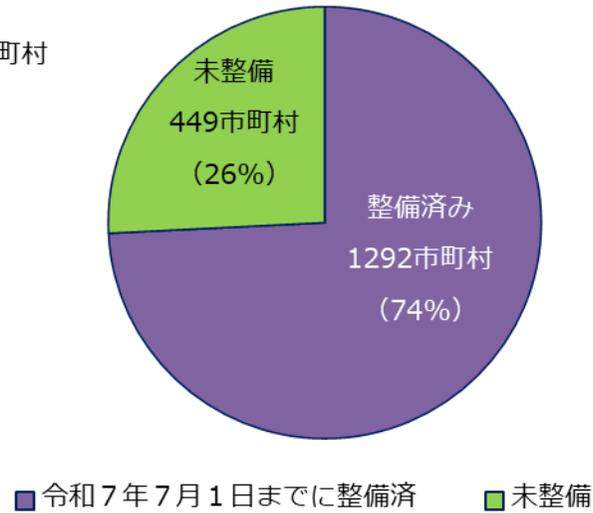


# 地域生活支援拠点等の整備状況（その他、円グラフ）

（調査時点：令和7年7月1日）

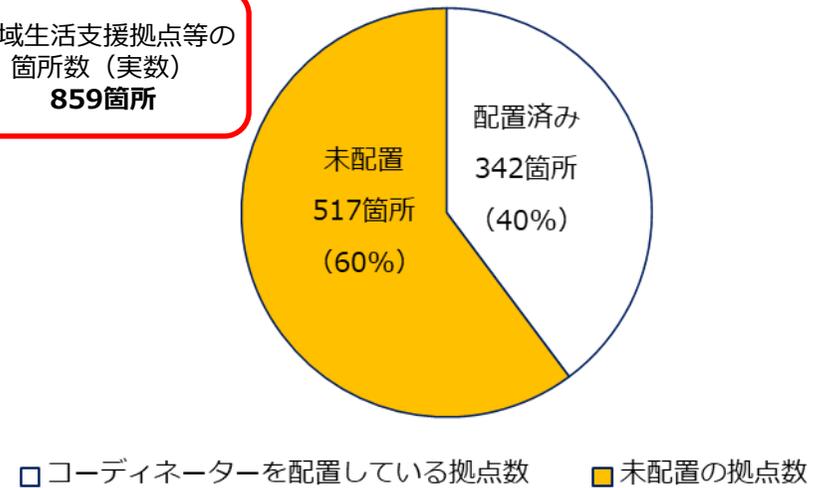
## 全国における地域支援拠点等を整備する市町村数

n=1741市町村



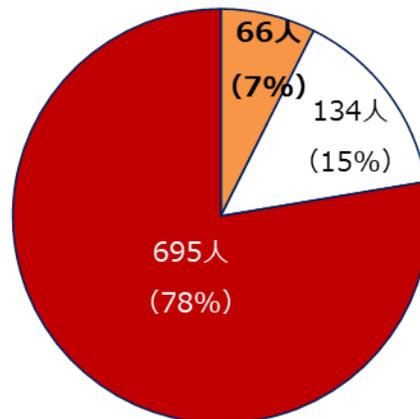
## コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等の箇所数

地域生活支援拠点等の  
箇所数（実数）  
859箇所



## 地域支援拠点等のコーディネーターの人数（人件費別）

n=895人  
※コーディネーターを配置する  
地域生活支援拠点等における  
コーディネーターの実人数



- 地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点コーディネーター
- 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（地活事業）における拠点コーディネーター
- その他の事業や自治体職員等によって配置される場合の地域生活支援拠点等のコーディネーター

# 地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)

## 厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

※一部集計結果

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
<b>I. 相談支援体制構築のための基礎理解</b>								
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
		2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
<b>II. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践</b>								
1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
		4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%	21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%
2	行政内における連携	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%
		7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%

※一部集計結果				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4	基幹相談支 援センター	11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実にに向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠 点等	19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
地域生活拠 点等	23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%	
	24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%	
6  (自立支援) 協議会	25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%	
	26	協議会において、個別の課題から地域課題としてマイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%	
	27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱いについて共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%	
	28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%	
	29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%	
	30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%	
	31	都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%	

# 目指す社会

# 地域共生社会の実現

	社会福祉法	精神保健福祉法	総合支援法
<p>地域共生社会を実現するための各分野の取組や法</p> <p>* 一部抜粋</p>	<p>包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条)</p> <p>3 市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備するよう努める。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (精神保健福祉法第46条等)</p> <p>精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す。</p>	<p>地域生活支援拠点等 (総合支援法第77条)</p> <p>3 市町村は、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 市町村は、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等を整備するものとする。</p>
<p>対象者</p>	<p>「地域生活課題を抱える地域住民等」</p> <p>* 属性・世代を問わない</p>	<p>主として「精神障害者」「精神保健に課題を抱える者」等</p>	<p>「地域生活障害者等」</p> <p>* 地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等</p>
<p>共通しているプロセス</p>	<p>どのような地域を目指すのか、地域住民を含む関係者ととともに議論する。地域にどのようなニーズ、社会資源があるのかを把握する。これまでどのような取組をしてきたのか確認・共有する。</p>		
<p>活用できる制度・予算</p>	<p>生活困窮者自立支援制度を中心に整備を促進</p> <p>* 体制整備初期段階で、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図るため、重層的支援体制整備事業を活用することも可能。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業</p> <p>心のサポーター養成事業</p> <p>精神科救急医療体制整備事業</p>	<p>地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業</p> <p>障害福祉サービス等報酬(地域生活支援拠点等機能強化加算等)</p>

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

